

第2節 令和3年度国有財産検査報告

会計検査院は、国有財産法第33条第3項、第36条第3項等の規定に基づき、内閣から送付を受けた令和3年度国有財産増減及び現在額総計算書及び令和3年度国有財産無償貸付状況総計算書を検査し、令和4年11月7日、内閣にこれらを回付するとともに、国有財産検査報告を送付した。

第3節 日本放送協会令和3年度財務諸表等の検査

会計検査院は、放送法第74条第3項の規定に基づき、内閣から送付を受けた日本放送協会令和3年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書等(財務諸表等)を検査し、令和4年11月7日、内閣に対して、検査を行った旨を通知し、同書類を回付した。

第4節 令和3年度特別会計財務書類の検査

会計検査院は、特別会計に関する法律第19条第2項の規定に基づき、令和4年11月8日に内閣から送付を受けた令和3年度特別会計財務書類を検査し、同年12月23日、内閣に対して、検査を行った旨を通知し、同書類を回付した。

第5節 令和3年度決算検査報告の内閣送付後に公表された検査結果

令和3年度決算検査報告を内閣に送付した後、令和4年12月末までの間に会計検査院が意見を表示し又は処置を要求した件数は2件、国会法第105条に基づく国会からの検査要請を受けて検査した結果を報告した件数は1件であり、その内訳は次のとおりである。

- ・市区町村が国民健康保険の保険者として実施している特定健康診査に係る負担金の交付額の算定及び診療情報の活用について
(会計検査院法第34条の規定による処置要求及び同法第36条の規定による意見表示事項(12月20日))
- ・後期高齢者医療広域連合による高齢者保健事業の実施に対して交付された補助金等の効果及び高齢者保健事業における診療情報の活用について
(会計検査院法第36条の規定による意見表示事項(12月20日))
- ・東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた取組状況等に関する会計検査の結果について
(国会法第105条に基づく国会からの検査要請を受けて検査した結果の報告(12月21日))

なお、第4節及び第5節については、会計検査院ホームページ(<https://www.jbaudit.go.jp/>)に掲載しており、令和4年度決算検査報告に掲記される予定である。